

表面

第 _____ 号	
身分証明書	
官 職	_____
氏 名	_____
生年月日	_____
<p>上記の者は、外国為替及び外国貿易法第 68 条の規定による立入 検査又は質問を行う職員であることを証明する。</p>	
交付日	_____年 _____月 _____日
	主務大臣
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">印</div>

裏面

写 真	<ol style="list-style-type: none">1 本証は、外国為替及び外国貿易法関係の検査の際は必ず携帯すること。2 本証を他人に貸与し、又は譲渡しないこと。3 本証を紛失、汚損し、又は記載事項に変更があつた場合は、即時その旨を申告して再交付を受けること。4 官印のないもの及び写真に印又は刻印のないものは無効とする。5 検査に従事しなくなったときは、速やかに本証を返納すること。
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">印 又は 刻印</div>	

(備考)用紙は、日本産業規格 B 8、64×91mm とする。